

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程 平成17年3月23日 17 経教 規程第11号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 この規程における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>第3条～第50条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>4 省略(現行どおり)</p> <p>5 この規程における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>第3条～第50条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20 規程 第36号)

この細則は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。